

○ 「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」に関する留意点について（令和２年１月１０日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
１．総論 Q 1 本人確認(<u>保険医療機関等において資格確認書により資格確認を行う場合に限る。以下同じ。</u>)については、全ての保険医療機関等において実施することが義務付けられているのか。 A 全ての保険医療機関等において実施することを義務付けているものではなく、各保険医療機関等において、窓口での本人確認の必要性に応じて、本人確認を実施するかどうか判断することとなる。 Q 2 （略） Q 3 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生労働省令第 15 号）又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生労働省令第 16 号）との関係はどうなっているのか。 A 保険医療機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条（保険薬局においては保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 3 条）の規定により、患者の<u>提出し</u>、又は提示する<u>資格確認書</u>によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならないこととされている。 一方、本人確認書類の提示については、規定が存在しないため、保険医療機関及び保険薬局において患者の本人確認書類を確認する義務は生じない。 Q 4・5 （略） Q 6 院外処方を受けた場合、保険薬局でも本人確認を求められるのか。 A 保険医療機関と同様に保険薬局が必要と判断する場合には、<u>資格確認書</u>とともに本人確認書類を求めて差し支えない。 Q 7 救急搬送された患者に対しても本人確認を行うのか。 A 救急搬送された場合等緊急性が高い場合においては、後日、<u>資格確認書</u>等	１．総論 Q 1 本人確認については、全ての保険医療機関等において実施することが義務付けられているのか。 A 全ての保険医療機関等において実施することを義務付けているものではなく、各保険医療機関等において、窓口での本人確認の必要性に応じて、本人確認を実施するかどうか判断することとなる。 Q 2 （略） Q 3 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生労働省令第 15 号）又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生労働省令第 16 号）との関係はどうなっているのか。 A 保険医療機関は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 3 条（保険薬局においては保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 3 条）の規定により、患者の<u>提出する被保険者証</u>によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならないこととされている。 一方、本人確認書類の提示については、規定が存在しないため、保険医療機関及び保険薬局において患者の本人確認書類を確認する義務は生じない。 Q 4・5 （略） Q 6 院外処方を受けた場合、保険薬局でも本人確認を求められるのか。 A 保険医療機関と同様に保険薬局が必要と判断する場合には、<u>被保険者証</u>とともに本人確認書類を求めて差し支えない。 Q 7 救急搬送された患者に対しても本人確認を行うのか。 A 救急搬送された場合等緊急性が高い場合においては、後日、<u>被保険者証</u>等

により受給資格の確認を行う際に本人確認を行うよう対応いただきたい。

Q 8～Q12 （略）

2. 判断基準及び窓口対応等

Q13 本人かどうかの判断基準如何。

A 本人確認書類として写真付き身分証を提示していただき、当該書類の写真が本人かどうか確認するとともに当該書類に記載された氏名（及び生年月日）が資格確認書の情報と一致することで判断することを基本とする。

なお、提示された写真付き身分証のみで判断が難しい場合には、別の本人確認書類の提示を求めること等を行うことにより、総合的に判断していただきたい。

Q14 本人確認書類の提示を断られるなど提示されなかった場合にはどのような対応を行うのか。

A 本人確認書類が提示されなかった場合には、本人確認を実施している趣旨を説明し、次回の診療時に提示するよう案内いただきたい。ただし、複数回提示されなかった場合には、資格確認書を発行している医療保険者へ連絡するといった対応を行うこと。

なお、すべての患者が顔写真付きの本人確認書類を所持しているわけではないことに鑑み、本人確認書類が提示されなかったことのみをもって保険診療を否定しないようご留意いただきたい。

Q15 そもそも顔写真付きの本人確認書類がない患者にはどのような対応を行うのか。

A 資格確認書の提示とあわせて国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票の写し、官公庁から発行・発給された書類等の書類の提示を求めるとともに、2つ以上の書類に記載された氏名（及び生年月日）が資格確認書の情報と一致することにより本人確認を行っていただきたい。

Q16 資格確認書の氏名が通称名である場合など、本人確認書類の氏名と異なる場合にはどのような対応を行うのか。

A 性同一性障害を有する方については、本人の申出により保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証の表面には通称名を、裏面には本名を記載する等、裏面も含めた資格確認書全体として本名を記載することとなっているため、資格確認書と本人確認書類の氏名が異なる場合には、被保険者証の裏面を確認するようご留意いただきたい。

により受給資格の確認を行う際に本人確認を行うよう対応いただきたい。

Q 8～Q12 （略）

2. 判断基準及び窓口対応等

Q13 本人かどうかの判断基準如何。

A 本人確認書類として写真付き身分証を提示していただき、当該書類の写真が本人かどうか確認するとともに当該書類に記載された氏名（及び生年月日）が被保険者証の情報と一致することで判断することを基本とする。

なお、提示された写真付き身分証のみで判断が難しい場合には、別の本人確認書類の提示を求めること等を行うことにより、総合的に判断していただきたい。

Q14 本人確認書類の提示を断られるなど提示されなかった場合にはどのような対応を行うのか。

A 本人確認書類が提示されなかった場合には、本人確認を実施している趣旨を説明し、次回の診療時に提示するよう案内いただきたい。ただし、複数回提示されなかった場合には、被保険者証を発行している医療保険者へ連絡するといった対応を行うこと。

なお、すべての患者が顔写真付きの本人確認書類を所持しているわけではないことに鑑み、本人確認書類が提示されなかったことのみをもって保険診療を否定しないようご留意いただきたい。

Q15 そもそも顔写真付きの本人確認書類がない患者にはどのような対応を行うのか。

A 被保険者証の提示とあわせて国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票の写し、官公庁から発行・発給された書類等の書類の提示を求めるとともに、2つ以上の書類に記載された氏名（及び生年月日）が被保険者証の情報と一致することにより本人確認を行っていただきたい。

Q16 被保険者証の氏名が通称名である場合など、本人確認書類の氏名と異なる場合にはどのような対応を行うのか。

A 性同一性障害を有する方については、本人の申出により保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証の表面には通称名を、裏面には本名を記載する等、裏面も含めた被保険者証全体として本名を記載することとなっているため、被保険者証と本人確認書類の氏名が異なる場合には、被保険者証の裏面を確認するようご留意いただきたい。

また、在留外国人の方については、資格確認書の氏名が通称名のみであるケースがあるため、資格確認書と本人確認書類の氏名が異なる場合には、被保険者証に記載された氏名と同一の氏名が記載された本人確認書類を確認することや所持している本人確認書類に記載された生年月日等（氏名以外の項目）が資格確認書の情報と一致するか確認することで本人確認を実施されたい。

Q17 足が不自由等で患者本人が保険医療機関等の窓口に来ることができない場合はどうやって本人確認を行うのか。

A 資格確認書や本人確認書類の提示は付添人が行っても差し支えないが、本人確認は、診察を受ける患者と対面で実施することが基本と考えており、保険医療機関等の職員が患者の所（待合室等）へ行き確認する等の対応をしていただきたい。

Q18 （略）

Q19 提示された本人確認書類の写真が本人かどうか疑わしい場合はどのような対応を行うのか。

A 提示された本人確認書類の写真が本人かどうか疑わしい場合は、その旨を患者情報（例：氏名、住所、連絡先（電話番号やメールアドレス））と併せて資格確認書を発行している医療保険者へ連絡するといった対応を行うこと。ただし、提示された資格確認書が本人のものでないと判断される場合には、当該資格確認書を用いた保険診療は認められない。なお、保険医療機関等において写真を見た上で保険診療を認めたものの、結果として、他人による資格確認書の流用であった場合であっても、保険医療機関等の責任にはならない。

Q20 （略）

Q21 他人の資格確認書を流用した受診が発覚した場合の対応如何。

A 他人の資格確認書を流用し受診した場合には、詐欺罪（刑法第 246 条）に当たり得るため、警察や保険者に相談すること。
なお、不正に支払を免れた医療費については、健康保険法第 58 条等の規定により、医療保険者から他人の資格確認書を流用した受診を行った者に対して返還請求を行うこととなる。

また、在留外国人の方については、被保険者証の氏名が通称名のみであるケースがあるため、被保険者証と本人確認書類の氏名が異なる場合には、被保険者証に記載された氏名と同一の氏名が記載された本人確認書類を確認することや所持している本人確認書類に記載された生年月日等（氏名以外の項目）が被保険者証の情報と一致するか確認することで本人確認を実施されたい。

Q17 足が不自由等で患者本人が保険医療機関等の窓口に来ることができない場合はどうやって本人確認を行うのか。

A 被保険者証や本人確認書類の提示は付添人が行っても差し支えないが、本人確認は、診察を受ける患者と対面で実施することが基本と考えており、保険医療機関等の職員が患者の所（待合室等）へ行き確認する等の対応をしていただきたい。

Q18 （略）

Q19 提示された本人確認書類の写真が本人かどうか疑わしい場合はどのような対応を行うのか。

A 提示された本人確認書類の写真が本人かどうか疑わしい場合は、その旨を患者情報（例：氏名、住所、連絡先（電話番号やメールアドレス））と併せて被保険者証を発行している医療保険者へ連絡するといった対応を行うこと。ただし、提示された被保険者証が本人のものでないと判断される場合には、当該被保険者証を用いた保険診療は認められない。なお、保険医療機関等において写真を見た上で保険診療を認めたものの、結果として、他人による被保険者証の流用であった場合であっても、保険医療機関等の責任にはならない。

Q20 （略）

Q21 他人の被保険者証を流用した受診が発覚した場合の対応如何。

A 他人の被保険者証を流用し受診した場合には、詐欺罪（刑法第 246 条）に当たり得るため、警察や保険者に相談すること。
なお、不正に支払を免れた医療費については、健康保険法第 58 条等の規定により、医療保険者から他人の被保険者証を流用した受診を行った者に対して返還請求を行うこととなる。

3. 周知等
Q22～Q26 (略)

4. 罰則等
Q27 (略)

Q28 幅広い範囲での本人確認を実施せず、他人の資格確認書を流用した受診による不当請求が発生した場合、本人確認を実施しなかった保険医療機関等に対する罰則等はあるのか。

A 本人確認を実施しなかった場合、保険医療機関等に対する罰則等はない。なお、診療報酬の支払にも影響を与えない。

Q29 本人確認を実施したが、医療保険者において確認した結果、他人の資格確認書を流用した受診が発覚した場合、保険医療機関等に対する罰則等はあるのか。

A 医療保険者において確認した結果、他人の資格確認書を流用した受診が発覚した場合であっても、保険医療機関等に対する罰則等はない。

3. 周知等
Q22～Q26 (略)

4. 罰則等
Q27 (略)

Q28 幅広い範囲での本人確認を実施せず、他人の被保険者証を流用した受診による不当請求が発生した場合、本人確認を実施しなかった保険医療機関等に対する罰則等はあるのか。

A 本人確認を実施しなかった場合、保険医療機関等に対する罰則等はない。なお、診療報酬の支払にも影響を与えない。

Q29 本人確認を実施したが、医療保険者において確認した結果、他人の被保険者証を流用した受診が発覚した場合、保険医療機関等に対する罰則等はあるのか。

A 医療保険者において確認した結果、他人の被保険者証を流用した受診が発覚した場合であっても、保険医療機関等に対する罰則等はない。